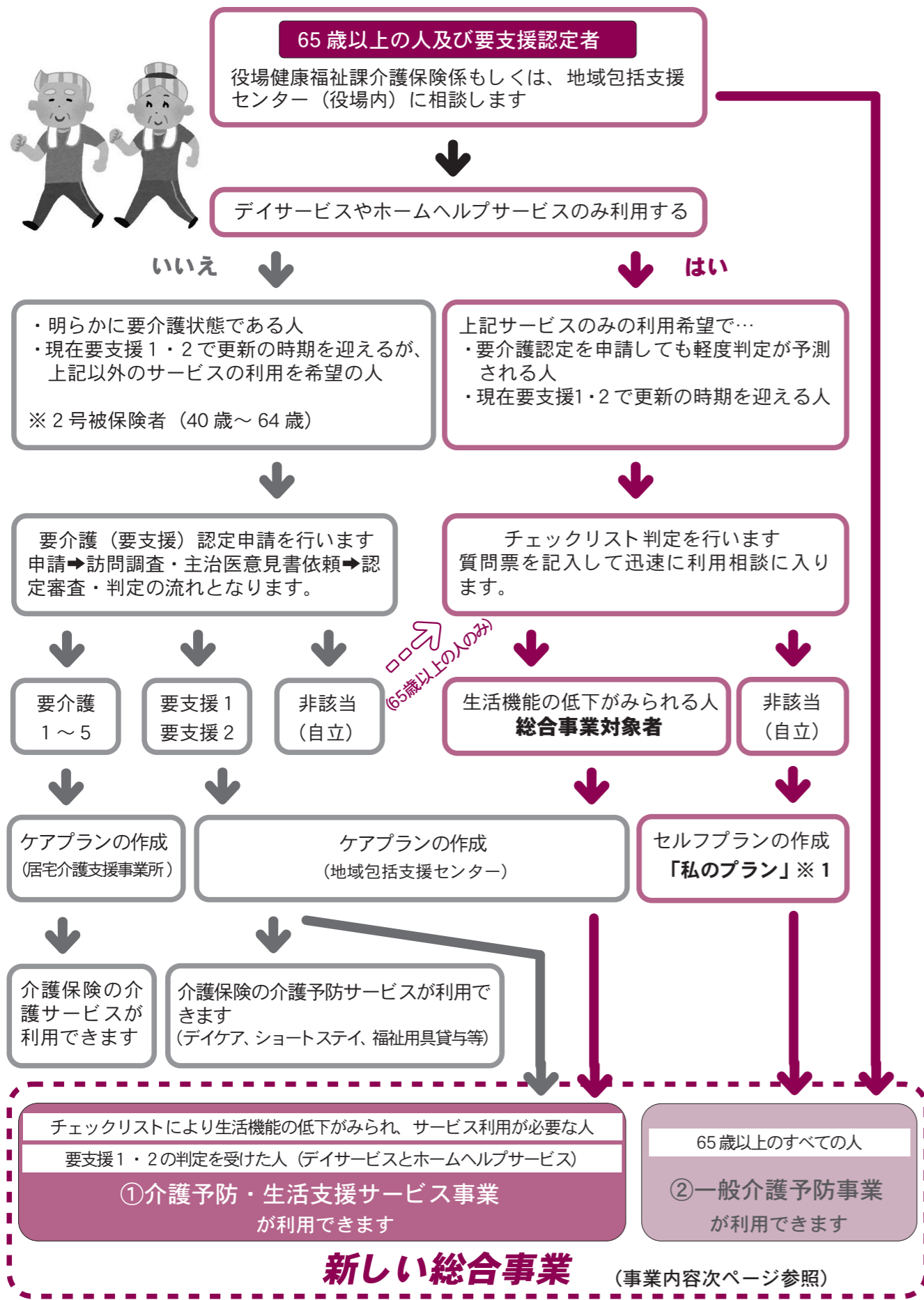


● **新しい総合事業 利用までの流れ** ●



平成28年4月から

介護予防・日常生活支援総合事業

（新しい総合事業）

が始まります！！



～住み慣れた地域でいきいき楽しく暮らし続けるために～

2025（平成37）年に団塊の世代が75歳以上になり、約3人に1人が65歳以上と予想される「超高齢社会」に向け、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう介護保険制度のなかで新しい「地域づくり」が始まります。

**介護保険制度の
現状と課題**

高齢化の急速な進展、介護を受ける高齢者の増加、介護期間の長期化、核家族化や介護する家族の高齢化などの家族状況の変化などを見据えて創設された介護保険制度。この制度はこれまで家族が担ってきた寝たきりや認知症などで介護が必要な高齢者を、社会保険の仕組みによって社会全体で支える制度として平成12年4月より開始されました。介護保険制度が定着していくなかで、要介護高齢者や高齢者単独世帯の増加などにより介護給付費は年々増加傾向にあり、給付と負担（介護保険料）のバランスが不均衡となつていきます。また、介護施設の不足や介護職員不足といった課題を抱えています。そして、団塊の世代が75歳以上になる2025（平成37）年には、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認

新しい総合事業とは？

知症高齢者などが更に増加することが予想されています。このような状況を踏まえ、平成27年4月の介護保険制度の改正では、介護保険制度の持続可能性の確保に向けた改正内容となっております。

今回の介護保険制度の改正の一つに、今まで全国一律に提供されていた介護予防（要介護認定要支援1・2）給付のうち、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）を、新しい総合事業として位置づけし、市町村へ（平成29年4月までに）移行することとされています。

新しい総合事業は、65歳以上のすべての人を対象とした、市町村が実施する介護予防事業です。介護の認定を受けなくても介護予防事業を利用できるようになります。高

齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの持つ能力を最大限に活かして要介護状態となることを予防するための事業です。

大河原町では、昨年3月に、今後の方針や施策を示す「高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画（広報おがわら平成27年6月号記事掲載）」を策定し、その計画の重点施策の一つとして、平成28年4月よりこの新しい総合事業を実施することとしています。事業の内容や利用までの流れについては、次ページ以降をご確認ください。

介護保険制度は、住民一人ひとりの「したい」で生きようになりたい」を大切に、地域での居場所づくりを応援するシステムへと進化していきます。